



不本意な契約をしてしまった場合は… 「クーリング・オフ」で契約を解除できます！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

訪問販売や電話による勧誘などで、契約してしまった後、「やっぱり契約を解除したい…」 「冷静に考えると必要がない…」 と思ったときに契約を解除できるよう、特定の取引には「クーリング・オフ」という法制度があります。

クーリング・オフには「頭を冷やす」という意味があり、契約の後に頭を冷やして、冷静に考え直す時間を消費者に与えてくれる制度です。



【消費者を守るための制度「クーリング・オフ」】

クーリング・オフは、消費者が申し込みや契約をした場合でも、契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

契約の原則では、成立した契約はお互いに守らなければならない、一方的に解除はできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売などで不意打ち的に勧誘され、十分に考える時間のないまま契約をさせられてしまった場合まで「契約を守らなければならない」ということでは、消費者は非常に不利になります。このようなときに消費者を守るために、クーリング・オフ制度が設けられています。

【クーリング・オフができる取引・期間は？】

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売、キャッチセールスなど、法律に定めがある取引のほか、事業者がクーリング・オフを受け付けている場合などに可能です。

またクーリング・オフには期間があり「契約書・申込書を受け取った日から〇日間」と定められています。期間は取引によってそれぞれ違いますので、クーリング・オフを行うときは期間内かどうかの確認が必要です。

【次の場合はクーリング・オフができません！】

自分から店に出向く店舗での購入や、カタログやネット画面を見て申し込む通信販売は、じっくりと考えてから購入を決めることができるため、クーリング・オフの対象外です。返品等の際は、契約書などを確認しましょう。

【クーリング・オフをしたいときは…】

クーリング・オフには細かな要件があり、取引形態により期間が異なります。「クーリング・オフができる取引かどうか分からない…」 「手続きの仕方が分からない…」 という方は、一人で悩まず、早めに消費生活センターへご相談ください。

国民年金 だより



国民年金保険料の 「臨時特例による免除申請」

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の、「臨時特例による免除申請」の受付手続きが開始されました。臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除の手続きが可能となります。学生も同様に、「学生納付特例申請」が可能となります。

■対象となる方

▽令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した▽令和2年2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当(学生納付特例の場合は学生納付特例基準相当)になることが見込まれる
——を満たす方

■申請の対象となる期間

- ▼臨時特例による免除…令和2年2月分から6月分まで
※令和2年7月分以降は改めて申請が必要となります。
- ▼学生納付特例申請…令和2年2月分から3月分まで
(令和元年度分)、令和2年4月分から令和3年3月分まで(令和2年度分)

■保険料免除・納付猶予の申請に必要な書類等は

印鑑と年金手帳が必要です。また、次の場合は必要書類をご用意ください。

- ▼臨時特例による免除…国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書
- ▼学生納付特例申請…国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー(両面)

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局1711 内線1131/1133)